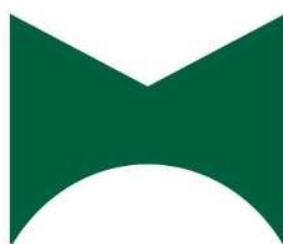


山都町地域防災計画

第2編

〔風水害対策計画〕



令和8年度

山 都 町 防 災 会 議

沿革

これまでの修正年度の記載については、共通災害対策編に記載しているため省略する。

令和元年 6月 4日 修正

令和2年 6月 1日 修正

※ 構成要領の変更

「一般災害対策編」を「共通災害対策計画」として変更、また、一般災害対策編に記載していた風水害の内容を「風水害対策計画」として作成（県との整合を図る。）

令和3年 7月 1日 修正

令和4年 7月 1日 修正

令和5年 7月 1日 修正

令和6年 9月 1日 修正

※ 令和6年度山都町防災会議が開催できなかったことにより、資料配布により9月1日までに意見をいただき、その意見を参考に、内容の修正、削除及び追加等を行った。

令和7年 7月 1日 修正

令和8年 7月 1日 修正（令和8年7月7日1500現在）

目 次

第1章 総 則

第 1 節	目 的	2
第 2 節	計画の性格	2
第 3 節	基本方針	2

第2章 災害予防計画

第 1 節	水害予防計画	3
第 2 節	土砂災害予防対策	5

第3章 災害応急対策計画

第 1 節	動員計画	7
第 2 節	気象予警報等伝達計画	9
第 3 節	水防計画	10
第 4 節	避難収容計画	10

第 1 章 総 則

第 1 節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「法」という）第 42 条の規定に基づき山都町において防災に関し、必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進することにより住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図ることを目的とする。

第 2 節 計画の性格

- 1 この計画は、山都町防災会議が作成する「令和 8 年度山都町地域防災計画」の「風水害対策編」として本町における風水害における災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策の諸施策について定めるものとする。この「風水害対策編」に定めていない災害対策については、「**山都町地域防災計画（第 1 編 共通災害対策計画）**」に定めるところによる。
- 2 「山都町地域防災計画 第 2 編 風水害対策計画」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」及び熊本県の「熊本県地域防災計画風水害対策編」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図っていくこととする。
- 3 この計画は、風水害に関して防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、共通災害対策編、その他関係機関において別途、定める。
また、災害時、職員等の行動が容易に行えるように、「**令和 8 年度災害時職員行動マニュアル**」を作成するなど具体的に定める。

第 3 節 計画の基本方針

この計画は、風水害に関する行動の準拠を示し、共通する災害対策は、**1 編「共通災害対策計画」**を行動の準拠とし、効率的・効果的な行動の体制を早期に確立するものである。

この計画による行動及び連携・協力体制に当たっては、次の事項を基本とする。

- 1 初動を重視した行動
- 2 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
- 3 自主防災体制の確立
- 4 関係法令の順守

第 2 章 災 害 予 防 計 画

第 1 節 水害予防計画

1 治水対策

(1) 荒廃地対策

本町は、林野面積 3 9 4 . 4 4 k m²で（国有林を含む）、本町総面積の 7 2 %（原野を含めると約 8 9 %）に当たり、緑川に注ぐ各河川は最上流水源地帯となっており、防災上重要な位置を占めている。地形は緑川を挟み北は外輪山、南は九州山地を嶺に溪谷著しく、林地の荒廃率は高く災害の危険性を内包している。

本町においては立木の乱伐を避けるとともに、伐採跡地には、極力植林を進めると共に、原野にあつて採草・放牧をしない所には植林を喚起する。

また、治水対策事業及び治水事業計画に重点的に盛り込み予防計画を樹立する。

(2) 保安林整備対策

森林地帯は洪水時における土砂の流出、山腹の崩落が少なく水害予防上、大きな役割を果たしているが、過伐や災害によって破壊され、その機能が低下し、放置すれば防災機能を全く失い荒廃化する恐れがある。これらに対して過伐を防止するとともに、改植、補植、下刈り及び施肥等を実施して健全な保安林を育成する事により、森林の水源涵養機能及び土砂流出防止機能の維持増進を図り災害を未然に防止せねばならない。

(3) 山地災害の原因と対策

本町の災害の主なものは風水害であり、最近においても豪雨長雨による崖崩れ、山地崩落等幾多の災害が発生している。

台風にあつては、山林の手入れが行き届かず、ますますその被害を大きくしている。

崖崩れ、山崩れの主なる原因は大体次のような点があげられる。

ア 造林未済地の浸食作用による崩壊

イ 山腹に地下表層があつて雨水の浸透が行われず増水しておきる崩落

ウ 表層の下部に不透水層があり、雨水の浸透が行われず不透水層に沿って滑落して起きる山崩れ

エ 溪流の侵食が進み、両岸山腹が不安定となって起きる崖崩れ

オ 造林未済地の脆弱にして不安定な土地地盤の崩落

カ 不安定な地下水層に雨水が浸透して、その斜面に沿って起きる。

※ 滑落対策として地質調査を実施し、ボーリング及び井戸による地下水を有効利に排水し、地すべり防止等を行い災害防止に努める。

(4) 水防法に基づく対応

町は、水防法（水防法第14条）に基づく洪水浸水想定区域の指定があつたときは、町地域防災

計画において、次に掲げる事項について定めることとする。

ア 洪水予報等の伝達方法のマニュアル化

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項の明確化

ウ 浸水想定区域内の洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る。

エ 水防法における要配慮者利用施設の避難確保対策 【水防法により義務化】

(ア) 地域防災計画に、要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある浸水想定区域内の要配慮者利用施設を記載するとともに当該施設への洪水予報等の伝達方法を記載する。

(イ) 要配慮者（高齢者・障がい者・子供等）利用施設の管理者は、避難確保計画の作成及び訓練の実施を行う。

オ 要配慮者利用施設に係る水防法上の義務等

(ア) 水防法による要配慮者利用施設を指定

(イ) 町から要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達の義務付け

(ウ) 避難確保計画の作成及び訓練の義務付け

(エ) 町長は避難確保計画が未作成であった場合、必要により施設の所有者、又は管理者に対する作成に係る必要な指示、指示に従わなかったときには、その旨の公表

(オ) 浸水想定区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切な施設の指定の見直しの検討。

2 砂防対策

本町の河川の多くは本町に源を発し、豪雨の際は一時に土砂流となって流れ、耕地、人家、道路、及びその他に甚大な被害を与える恐れがある。

一部重要河川では、国県で砂防対策の工事が行われているが、その他の河川についても町として砂防治水対策を検討中であり、特に大矢野原演習場荒廃に伴う地域内河川の予防及び復旧対策を国に強力に要請する。

3 道路橋梁対策

(1) 道路対策

山都町の道路延長は、次のとおりである。

国 道	6 8, 2 3 1 m	主要地方道	1 9, 7 3 3. 1 m
一般県道	1 6 9, 9 1 1.3 m	町 道	9 4 6, 5 8 7 m

以上の膨大な延長であるが、多くの路線が崖崩れの恐れがあり逐次改良工事を行い側溝の整備、ブロック積、よう壁及びコンクリート吹付工事等によって防災対策を強化していく。

(2) 橋梁対策

町内道路に架設された橋梁は342本であり、そのうち永久橋342本である。

橋梁については、令和元年度から令和8年度までに調査を実施したうえで、必要な橋梁を計画的に改修する。

第2節 土砂災害予防対策

1 土石流対策

近年、地球温暖化などによる「局地的な集中豪雨」「台風の大規模化」等、全国各地で大規模な土砂災害が発生し、甚大な被害をもたらしている。

町は県と連携を図り、土石流による災害を防止するため、土石流対策事業を推進するとともに、危険箇所への標識設置等による地域住民等への周知徹底及び警戒・避難に資する観測・監視体制の強化などを促進する。

特に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法）」第8条に基づき指定された土砂災害特別警戒区域（※建築物に損壊が生じ、住民に著しい危険が生じるおそれがある区域）に存在する既存の不適合住宅の移転を促進するために、町は、国・県と連携して危険性や移転促進のための制度情報の提供に取り組む。なお、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）の発生により危険と思われる土砂災害の危険箇所は、山地災害危険箇所マップ（県ホームページの山都町管内）に示す土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所である。

これら危険箇所について、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域等（※土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒特別区域をいう。）に指定された箇所は、山地災害危険箇所マップ（県ホームページの山都町管内）のとおりであり、これ以外にも県の基礎調査の結果の公表・通知を受けて、住民にハザードマップ等を配布・周知し、その他必要な措置を講じながら土砂災害のおそれがある場合の警戒避難体制を確立させる。

また、町地域防災計画において当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、町長は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 救助に関する事項
- (5) 前各号に掲げるものの他、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項。さらに、まだ土砂災害警戒区域の指定に至らない土石流危険渓流についても災害対策基本法特別警報、警報の発表及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとする。

2 土砂災害防止法における要配慮者利用施設の避難確保対策

- (1) 地域防災計画に、要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるため要配慮者利用施設を記載するとともに当該施設への洪水予報等の伝達方法を記載する。
- (2) 要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の作成及び訓練の実施を行うものとする。
なお、防災訓練においては、年度1回を風水害・地震の想定における訓練を実施するものとする。（土砂災害防止法により義務化）
- (3) 要配慮者利用施設に係る土砂災害防止法上の義務等
- (4) 土砂災害防止法による要配慮者利用施設を指定
- (5) 町から要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達の義務付け
- (6) 避難確保計画の作成及び訓練の義務付け
- (7) 町長は避難確保計画が未作成であった場合、必要により施設の所有者、又は管理者に対する作成に係る必要な指示、指示に従わなかったときには、その旨の公表
- (8) 危険区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に施設の指定の見直しを検討。
- (9) 町としての要配慮者利用指定施設

別紙第1「山都町要配慮者利用施設一覧」による。

3 地すべり防止対策

本町南部地区は、山岳地帯のため地すべりの発生があり、度々の災害を生じている。地質は蛇紋岩系で溶け易い為、長雨により地すべりを誘発しやすく大きな被害が予想され、常に地すべりに備え、住民退避について啓発の必要がある。また、治水・農地保全の観点から、地すべり、山崩れの防止事業の推進に積極的に取り組んでいく。

4 山崩れ等防止対策

山崩れの主な原因としては、地質、地形、降水等の自然現象に加え、人為活動も大きな影響を与えている。特に本町は中山間地域であり、急傾斜地帯を多数有することから、年次計画を立て防止対策を推進する。また本町の農地のうち急傾斜地帯に造成されたものは、降雨に弱く耕地の流出、崩壊の危険性が高い。行き過ぎた開墾を防止しながら急傾斜地の危険箇所の調査を行い、山崩れ防止工事、集落移転事業を推進する。

なお、対象となる危険箇所は、山地災害危険箇所マップ（県ホームページの山都町管内）に示す崩壊危険地域、地すべり危険地区、崩壊土砂危険地区のとおりである。

5 災害関連地域防災がけ崩れ対策

がけ崩れは、直接人家等に被害を及ぼすおそれがあるため、小規模であっても人命の損失に結び

つくことが多い。したがって、がけ崩れが発生、もしくは発生するおそれが顕著な地域における安全性確保に万全を期するためには、小規模であっても地域防災上重要な箇所の復旧整備を重点的に推進する必要がある。このため、がけ地の崩壊等が発生している箇所について、がけ崩れ防止工事を行い、次期降雨等による再度災害を防止し、もって住民の生活の安定を図ることを目的として対策を行う。

なお、対象となる危険箇所は、町内全域を基本的な対象地域として、特に、山地災害危険箇所マップ（県ホームページの山都町管内）に示す土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び別紙第2「災害関連地域防災がけ崩れ対策指定地区一覧」のとおりである。

第 3 章 災 害 応 急 対 策 計 画

第1節 動員計画

1 動員体制の整備

関係機関並びに本町役場の各課長は、災害の恐れ、又発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の全部又は一部が直ちに応急措置に従事し、始動されるよう態勢を定め、所属職員に周知徹底する等、相互に協力するよう努める。

その際、職員の行動については、「令和8年度災害時職員行動マニュアル」により行動することを基準とする。

2 関係課長による動員

(1) 災害発生のおそれのある場合の動員

災害処理に関係を有する課長は、次の発表若しくは指示（以下「発表等」という。）があった時は、所属職員を必要に応じ応急措置のため配置し、気象予警報伝達計画に基づき注意報又は警報を伝達すると共に、情報収集及び災害活動に当らせるものとする。このため災害処理に関係を有する課長は、職員の応急措置に関する担当事務をあらかじめ定め、周知徹底しておくものとする。

ア 災害発生のある注意報又は警報あるいは特別警報が、熊本地方気象台又は福岡管区気象台から発表されたとき。

イ 町長が必要と認め指示したとき。

(2) 総務課長による待機職員の指示等

総務課長は、熊本地方気象台から注意報、警報の発表があった場合は、天候の推移を判断し、必要に応じて関係課等の要員を参集させ、警戒態勢をとるものとする。

その際、防災係は速やかに災害情報本部を設置して情報収集をするとともに、避難情報等の発令を躊躇なく発するものとする。なお、避難情報発令は、総務課長へ報告後、町長の承認のもと行う。 ※ 細部は、山都町役場各課等作成の「令和8年度災害時職員待機マニュアル」による。

(3) 災害発生時における動員

ア 課長は、災害が発生した場合、所属職員の全部又は一部を指揮監督して災害応急措置に従事し、町長及び上司の命を受けて活動できる体制を整えておくものとする。

イ 災害対策本部が設置されたときは、本部長の命を受けて応急措置を講ずるものとする。

ウ 職員は、災害が発生した場合、自ら上司と連絡を取り、じ後の行動を確認するか、又は自らの判断で参集する。(出勤が困難な職員は、その旨所属課に連絡する。)

エ 課長は、所属職員の召集又は連絡に当たっては、最も迅速かつ的確な方法(メール等)をとるものとする。

この際、LV(ライフビジョン)の職員参集機能を最大限活用して職員の参集を行う。

オ 職員は、災害により全職員参集が発せられた場合、出勤をすることを基本し、出勤したならば、所属課に出勤した旨を報告するとともに災害対策本部室設置がなされた場合は、速やかに災害対策本部室設置のための行動をとる。

※ 細部は、「令和8年度災害時職員行動マニュアル」による。

(4) 動員解除

動員の解除は、町長の承認のもと、総務課長が指示する。

3 職員の安全確認・健康管理等

町は、大規模災害発生後速やかに災害対策本部体制を確立するため、発災時に職員の安否確認等を円滑かつ確実に実施することとする。

また、災害対応を担う職員自身も被災者であることが多く、かつ、業務量の増大による精神的・身体的な負担が大きいことから、職員の勤務状況や健康状態を把握するとともに、職員が休養によって疲労回復を図れるよう、勤務時間や職員配置等について管理を徹底するものとする。

特に、大規模災害の発災直後から復旧・復興に至る過程において、全庁的に業務が増加することから、優先的に実施すべきものに絞って業務を実施するとともに、必要に応じ全庁的な人員調整を行うものとする。

※ 災害時の職員の業務の優先等については、別冊第2「令和8年度業務継続計画(BCP)」を基準とする。

4 県の職員の応援

災害対策基本法第68条による知事に対する職員の応援要請は、県上益城地域振興局を通じて必要とする職員数、資機材の数量を通報するものとする。

5 国の機関の職員の派遣

災害対策又は災害復旧の必要があると認めるときは、町長は、地方自治法第252条の17

及び災害対策基本法第29条の規定により他の公共団体、又は国の機関の職員の派遣を要請することができる。また、災害対策基本法第30条の規定により職員の派遣斡旋を求めることができる。

(1) 町における資材の提出

災害応急対策又は災害復旧のため、職員の派遣を受けた際の取扱いは、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第32条による。

(2) 災害派遣手当

災害派遣手当は、災害対策基本法第32条の規定により、手当を支給することができるが、支給の基準は、自治省告示（昭和51年3月自治省告示第118号）によるものとする。

(3) 派遣職員に対する給与及び経費の負担

ア 国から派遣を受けた職員には、災害対策基本法施行令第18条による。

イ 県から派遣を受けた職員には、地方自治法第252条17第2項による。

第2節 気象予警報等伝達計画

本計画は、災害に関し、災害対策基本法、気象業務法に基づく注意報、警報等及び地震津波情報並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象等を関係機関及び住民に迅速かつ確実に伝達するための通報系統及び要領を定めて、適切な防災措置の実施を期するものである。

1 予警報等の定義

気象等の特別警報、警報及び注意報等は次のような定義として発表される。

(1) 注意報（レベル2）

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起きる恐れある場合にその旨を注意して行う予報であり、警戒レベル2相当である。

(2) 警報（レベル3）

大雨や強風、状況により大雪などの気象現象によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、「警戒レベル3」相当とされる。

(3) 大雨危険警報・土砂災害危険警報（令和8年5月29日から運用開始）（レベル4）

大雨警報（土砂災害）の発表後に、命に危険を及ぼす土砂災害が、いつ発生してもおかしくない災害の状況時に発表されるものであり、危険な地域から避難であり、「警戒レベル4」相当とされる。

(4) 特別警報

大雨や強風などの気象現象によって、特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報であり、警戒レベル5相当である。

※ 現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して発表するもの。

(5) 水防警報

国県指定河川については、洪水等による被害の発生が予想されるときは国土交通省及び県

において警告を発するもの。

(6) 気象情報

台風、大雨その他の異常気象について、その状況を具体的に時系列で発表するものとする。

(7) 火災気象通報

火災予防上危険と認められるときの気象台から知事への通報

(湿度65%以下、風速7m以上)

(8) 気象警報

火災気象通報を受け、町長が町民に対して発する警報

2 予警報の取扱い

町長は、各機関から伝達を受けた注意報及び警報を、本町防災計画の定めるところにより速やかに住民に周知するように努めるものとする。

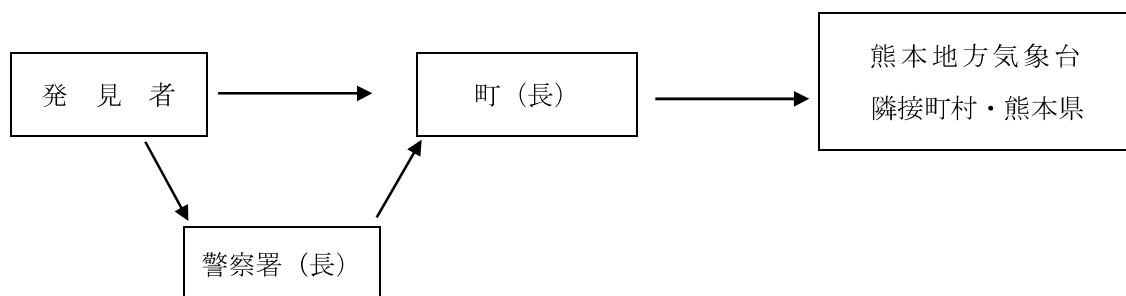
3 異常現象発見時における取扱い

(1) 災害が発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、直ちに町長又は警察に通報するものとする。

(2) 本計画において異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

強い竜巻・強い降雹・地震の群発、鳴動、山崩れ、地割れ・湧水の異常変化・火山の噴火など。

(3) 異常現象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報するものとする。



第3節 水防計画

水防計画については、本計画を併用することとし、策定しないものとする。

第4節 避難収容計画

1 避難指示等に関するガイドライン

住民等が情報の意味を直接的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動等を次のとおり容易にする。

町長は、避難指示等の時期を失せぬよう防災関係機関と連携をとりながら監視体制を強化し、災害発生の兆候等の発見に努める。

避難とは、「難」を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はなく、また避難指示における、「全員避難」は、発令対象区域の住民全員に避難することを求めているわけではなく、「危険な場所に居住する住人」に避難を求めているものである。

なお、避難指示等により避難が必要な住民に求める行動は次表のとおり。

警戒レベル	警報等	避難情報	行動を住民等に促す情報
5	<u>特別警報</u> <u>相 当</u>	<u>緊急安全確保</u>	○ 命を守る最善の方法を取る。
4	<u>土砂災害危険警報</u> <u>大雨危険警報</u> ※ <u>氾濫危険警報及び高潮危険警報については、町内は該当しない。</u>	<u>避難指示</u>	○ 速やかに危険な場所から避難先へ避難しましょう。 ○ 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。
3	<u>警報相当</u>	<u>高齢者等避難</u>	○ 避難に時間を要する人（高齢者の方、障害がいのある方、乳幼児等）とその支援者も避難をしましょう。 その他の住民も、避難の準備をしたり、危険を感じたら避難をしましょう。
2	<u>注意情報</u> <u>相 当</u>	<u>大雨・洪水・氾濫・高潮</u> <u>注意報</u> <u>(気象台)</u>	○ ハザードマップ等により災害のリスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など避難に備え自らの避難行動を確認する。 ○ 気象台が発表する気象情報により、避難の準備を行う。 ※マイタイムラインに基づく準備
1		<u>早期注意情報</u> <u>(気象台)</u>	○ 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める

- ① 警戒レベル5は、必ず発生される情報ではない。市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由（基本的には、特別警報が発表された場合には発令するものとする。）で発令されない場合がある。
- ② 警戒レベル4は、危険な場所から全員避難で、災害が起きる前に危険地域に住んでいる方の全てが避難を行う。また、被害が確認された場合、必要により自治振興区単位でも、必要により警戒レベル5「緊急安全確保」を発令する場合がある。

- ③ 警戒レベル3は、高齢者等以外の方も、必要に応じ普段の行動を見合わせ避難及び避難準備を始める時期である。また、避難に時間がかかる要配慮者等は、危険を感じる前に、自主的に避難するタイミングである。

また、警報の発令がない場合においても、夜間・深夜・早朝等の大雨警報等が発表される可能性が高い場合は、**明るい段階（夏場：17時、冬場：15時を基準）で警戒レベル3「高齢者等避難」を発令する場合がある。**

※ 職員の災害時における行動の基準は、「令和8年度災害時職員行動マニュアル」による。

※ 災害と感染症の両面性の避難所対応を実施しなければならない場合は、「**避難所運営要領**」による。

2 避難情報の発令判断の基準

避難情報	判断状況
レベル3 高齢者等避難	●警報の発表が基準 ○累積雨量 <u>200mm 以上</u>であり、今後6時間以内に <u>100 mm以上</u>の雨量の恐れがある場合 ○累積雨量 <u>150mm 以上</u>であり、時間雨量 <u>30 mm以上</u>の強い雨が継続して予測される場合 ○大雨を伴う台風（風速 <u>20m</u>以上の場合）において進路上にあり、直撃の可能性が高い場合は、5時間前を基準に発令する。 ○大雨（上記基準）及び台風が、夜間から明け方に接近・通過する場合は、17:00 基準に避難準備情報を発令する。その他、昼間の接近については、台風の進路及び風力により決定する。
レベル4 避難指示	●氾濫・大雨・土砂災害・高潮危険警報の発表が基準 ○累積雨量 <u>250mm 以上</u>であり、今後3時間以内に <u>100 mm以上</u>が降る恐れがある場合 ○累積雨量 <u>200mm 以上</u>であり、時間雨量 <u>50mm 以上</u>の強力な雨が継続して予測される場合 ○大雨を伴う台風（風速 <u>30m</u>以上の場合）において進路上にあり、直撃の可能性が高い場合は、3時間前を基準に発令する。 ○記録的短時間大雨情報の発表の基準は、1時間 <u>110mm</u> を越えた場合 ○線状降水帯発生情報又は予報の場合

3 避難者の避難基準

町長は、避難指示等の時期を失せぬよう防災関係機関と連携をとりながら監視体制を強化し、災害発生の兆候等の発見に努める。

なお、警戒レベル3及びレベル4により避難が必要な住民に求める行動は次表のとおり。

警戒レベル	避難が必要な住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	○ 避難に時間を要する避難者は、警戒レベル3「高齢者等避難避難」が発令されたら避難行動を開始する。 ○ 注意報が発表され、今後警報に変わる可能性が高い場合、高齢者等避難を発令する。（夜間になる前：基準時間17時に発令する。）その為、警報＝高齢者等避難ではない。 - 昼間の場合は、警報発表と同時に警戒レベル3 高齢者等避難を発令することから、注意情報の段階から避難準備を行う。 ※ 注意情報の段階で避難の準備（避難所の確認・誰とどのように避難を行うのか。）を始める。 ○ 避難が必要と判断する場合は、家族等への連絡、非常用持ち出し品の準備など、避難・避難準備を開始する。（マイタイムラインの活用）
【警戒レベル4】 避難指示	○ 危険な場所から全員避難 速やかに危険な場所に居住する住人は、安全な避難場所に避難を行う。 ○ 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合（深夜・危険地域を通過しての避難等）は、近くの安全な場所及び自宅内の「より安全な場所」に避難しましょう。 （水平・垂直避難「緊急安全確保」に準ずる行動） ※ 気象台レベル：大雨・土砂・氾濫等区分され、それぞれ危険警報となる。（避難指示等によるガイドライン P11参照）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	すでに災害が発生している、または切迫している最も危険な状況です。「避難所への避難することが必ずしも安全とは限らず、命を守る最善の行動が求められる。 ○ 基本行動 直ちに命を守る行動をとる。（ためらわず、今すぐ行動） ○ 具体的な避難行動 ① すでに安全な建物へ避難できている場合 安全な場所へ避難できる場合⇒近くの安全な場所（建物・避難所）への移動 ※ただし、移動が危険でない場合に限る。 ② 屋外への移動が危険な場合 自宅や建物内のより安全な場所への移動（垂直・水平避難） ・ 2階以上への移動（浸水・洪水）※垂直避難 ・ 崖や斜面から離れる部屋への避難（がけ崩れ）※水平避難 ・ 窓から離れる（丈夫な部屋） ③ すでに避難が間に合わない ・ 家具の無い場所への移動 ・ 流れるものから身を守る ・ 高い場所・頑丈な場所に身を寄せる。

避難指示等の発令については、対象となる災害を河川洪水、土砂災害の2種類とし、次の(1)～(4)の基準を参考に各種防災気象情報、現地情報等を集約して総合的に判断する。

(1) 警戒レベル3【高齢者等避難情報の基準】

次のア～ウのいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。

ア 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準：200mm以上を超過した場合。

イ 大雨注意報が発令され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性が言及されている場合。

ウ 強い降雨（又は暴風「風速20m以上」）を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合には、前日17時までに判断して多くの避難所を開設する。

その際、役場として基本7カ所の開設、地域住民に指定避難所の多くを開設するよう周知する。

エ 線状降水帯半日前予測情報が発表された場合、発生時期予測が、夜間・深夜・早朝になる場合においては、当日・前日の17時を基準に「レベル3 高齢者等避難」を発令することを基準とする。また、今後の雨の降り方（時系列情報）を見ながら、「レベル4 避難指示」の判断を検討する。

(2) 警戒レベル4【避難指示の基準】

次のア～オのいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令する。

ア 土砂災害危険警報（及び線状降水帯発生情報）が発令された場合

イ 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合

ウ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、線状降水帯の発生及び記録的短時間大雨情報が発表された場合、または、その恐れがあった場合

エ 土砂災害の前兆（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見され、土砂災害の危険性が高まった場合

オ 河川等の異常な漏水の進行や亀裂等により、決壊の恐れが高まった場合

カ 河川等の決壊や越水、溢水の発生または、氾濫発生情報が発表された場合

(3) 警戒レベル5【緊急安全確保】

既に災害が発生している場合、または切迫している最も危険な状況で住民が、命を守るための最善の行動をする。また、次のア～ウのいずれか1つに該当する場合に可能な範囲で発令される。

ア 河川等の決壊・越水・溢水が発生した場合

イ 氾濫発生情報等により把握できた場合

ウ 町内において人命に起因する被害情報及び今後、人命に被害が及ぶ恐れがある被害情報を確認した場合

(4) 中小河川等における具体的な避難指示発令基準の設定

ア 洪水予報河川・水位周知河川以外の河川についても、町による洪水の避難指示等の発令基準

は次のとおりとする。

避難準備・高齢者等避難 開始の発令基準	避難指示の発令基準	緊急安全確保の発令基準
判断地点：〇〇橋 判断基準： <u>水位が橋桁の底部から 1.0m</u> に達し、さらに水位 上昇が見込まれる場合	判断地点：〇〇橋 判断基準： <u>水位が橋桁の底部 から 0.5m</u> に達しさら に水位上昇が見込まれる 場合	判断地点：〇〇橋 判断基準： <u>水位が橋桁の底部</u> に達し、極めて氾濫 が発生する恐れが ある場合、又は氾濫 が発生している場 合

イ 発令に関する留意事項

発令の基準は、山都町防災マップ記載の浸水想定区域による河川及び該当地域を対象とする。その他、発令に関して下記事項を留意して行うものとする。

- (ア) 情報提供は、消防団、自治振興区役員、自主防災組織役員、民生委員からの情報提供を基準とするが、状況により地域住民からの情報により発令する場合がある。
- (イ) 発令については、情報提供に基づき当該河川の浸水想定地域の住民に対して発令する。
(山都町防災マップ参考)
- (ウ) 発令に関する判断は、町長とする。発令の暇がない場合は、発令後、承認を得るものとする。
- (エ) 発令方法は、防災行政無線、LV（ライフビジョン）、Lアラート（エリアメール）、防災情報メールHPにより実施する。
- (オ) 山都町指定中小河川及び浸水想定地区については **別紙第3「山都町指定中小河川及び浸水想定地区一覧」**のとおり。

※ その他、共通する事項については「令和8年度山都町地域防災計画第1編「共通災害対策計画」」による。

(令和8年7月7日 15:00現在)

山都町要配慮者利用施設一覧
(危険地域に存在する要配慮者利用施設)

令和8年度

別紙第1

土砂災害警戒区域					
	県	市町村	場 所	区 分	備 考
1	熊本県	山都町	二瀬本保育所	特別警戒区域	蘇陽地区
2			明光保育園	警戒区域	矢部地区
3			大川保育園	特別警戒区域	清和地区
4			グループホーム緑仙館	警戒区域	清和地区
5			矢部小学校	特別警戒区域	矢部地区
6			清和小学校	警戒区域	清和地区
7			清和中学校	警戒区域	清和地区
8			ライフトレーニングさんぷうか	特別警戒区域	矢部地区
9			中島小学校	警戒区域	矢部地区
10			矢部高等学校	警戒区域	矢部地区
11			蘇陽小学校	警戒区域	蘇陽地区
12			エルサ山都町教室	警戒区域	清和地区
浸水想定地域					
1	熊本県	山都町	矢部広域病院	浸水想定地域 1 m 以上	矢部地区
2	熊本県	山都町	特定施設入所者生活介護たんぽぽ	浸水想定地域 5 0 c m未満	矢部地区
3	熊本県	山都町	特別養護老人ホーム 風ノ木	浸水想定地域 5 0 c m未満	矢部地区

災害関連地域防災がけ崩れ対策指定地区一覧

がけ崩れ対策指定地区①		
	指定地区（大字）	備 考
1	麻山	※ 人家の裏が、がけ地等危険個所
2	芦屋田	〃
3	荒谷	〃
4	伊勢	〃
5	市の原	〃
6	市原	〃
7	犬飼	〃
8	今	〃
9	井無田	〃
10	入佐	〃
11	大野	〃
12	大平	〃
13	大見口	〃
14	小笹	〃
15	男成	〃
16	尾野尻	〃
17	小峰	〃
18	柏	〃
19	金内	〃
20	鎌野	〃
21	上川井野	〃
22	上差尾	〃
23	神ノ前	〃
24	仮屋	〃
25	川口	〃
26	川野	〃
27	北中島	〃
28	木原谷	〃
29	葛原	〃
30	黒川	〃
31	下馬尾	〃
32	高月	〃

がけ崩れ対策指定地区②		
	指定地区（大字）	備 考
33	郷野原	※ 人家の裏が、がけ地等危険個所
34	御所	〃
35	小中竹	〃
36	猿渡	〃
37	三ヶ	〃
38	塩出迫	〃
39	塩原	〃
40	島木	〃
41	下市	〃
42	下川井野	〃
43	下名連石	〃
44	下山	〃
45	上寺	〃
46	城原	〃
47	城平	〃
48	白石	〃
49	白小野	〃
50	白藤	〃
51	新小	〃
52	杉木	〃
53	菅尾	〃
54	菅	〃
55	須原	〃
56	勢井	〃
57	千滝	〃
58	田小野	〃
59	高辻	〃
60	高畑	〃
61	滝上	〃
62	橘	〃
63	田所	〃
64	玉目	〃
65	田吉	〃
66	津留	〃
67	鶴ヶ田	〃
68	長崎	〃
69	長谷	〃

がけ崩れ対策指定地区③		
	指定地区（大字）	備 考
70	長原	※ 人家の裏が、がけ地等危険個所
71	長田	〃
72	成君	〃
73	二瀬本	〃
74	貫原	〃
75	野尻	〃
76	畑	〃
77	八木	〃
78	花上	〃
79	浜町	〃
80	原	〃
81	東竹原	〃
82	藤木	〃
83	二津留	〃
84	方ヶ野	〃
85	仏原	〃
86	牧野	〃
87	馬見原	〃
88	万坂	〃
89	緑川	〃
90	南田	〃
91	目丸	〃
92	安方	〃
93	柳井原	〃
94	柳	〃
95	山田	〃
96	柚木	〃
97	米生	〃
98	米迫	〃

○上記の地域については、令和5年度作成した「山都町防災マップ」に記載している土砂災害地域の土石流特別警戒地域・土石流警戒地域等の指定地域である。

※ 危険個所の詳細な位置については、令和5年度作成「山都町防災マップ」を参照

山都町指定中小河川及び浸水想定地区一覧

NO	河川名	地区名	橋 名	防災マップ MAP番号	ゼンリン 住宅地図
1	宇谷川	玉目 (宿の谷)	ふれあい橋	5-12	35P
		溜淵 柏	東溜淵橋・才原橋	5-13	36P
2	神働川	二瀬本	北園橋・中尾橋・二瀬本橋	5-13	36P
3	滑川	二瀬本 (才原)	柏第一管理橋	5-13	53P
		北中島 (小星)	小星橋	2-6	40P
		北中島 (萱野)	萱野橋	2-7	42P
		島木	竜宮橋・島木橋・第2中洲橋	6-14	74P
4	御船川	中島東部 (金内)	金内橋	2-7	60P
5	五老ヶ滝川	中島東部 (鹿生野)	鹿生野橋	2-7	61P
		中島東部 (田小野)	田小野橋	3-8	62P
		下名連石 (樋ノ口)	第二樋の口橋・所野尾橋	7-16	63P
		下名連石 (造別当)	第二樋の口橋・所野尾橋	7-16	63P
		下名連石 (所の尾)	第二樋の口橋・所野尾橋	7-16	63P
		下名連石 (古閑)	古閑橋	3-9	63P
		桐原	桐原橋	7-16	122P
		城原	城原橋	7-16	64P
		畑	畑橋	7-16	122P
		黒木尾	黒木尾橋・下田橋	7-17	79P
6	黒木尾川	黒木尾	黒木尾橋・下田橋	7-17	79P
7	西御所川	小川	小川橋	7-17	79P
		中川	小川橋	7-17	79P
8	東御所川	小川	杉の鶴橋	8-18	80P
		杉の鶴	杉の鶴橋	8-18	80P
9	都々良川	後谷	刈又橋・棕良橋	8-18	80P
		麻山	刈又橋・棕良橋	8-18	80P
10	笹原川	鶴ヶ田	日名田橋・法蓮寺橋	8-18	80P
		法蓮寺	日名田橋・法蓮寺橋	8-18	80P
		川口	古閑橋・田明寺橋	4-11	48P
		山出	山出橋	7-17	95P
11	大矢川	前谷	前谷橋	11-25	95P
		米内蔵	七里橋	11-25	145P
		塩原 (斗塩)	安方橋・相生橋	9-20	83P
		塩原 (安方)	安方橋・相生橋	9-20	83P
		横野	川内1号橋・川内2号橋・川内橋	11-25	146P

11	大矢川	川野	川内1号橋・川内2号橋・川内橋	8-18	146P
		上川井野	上川井野橋・何鶴橋・八窪橋	8-18	128P
		大平(平野)	桑鶴橋・下平野橋・清和橋・朝日橋	8-18	129P
		高須(高須)	桑鶴橋・下平野橋・清和橋・朝日橋	8-18	129P
		米生		8-19	112P 114P
		大川	高松橋・開田橋・仏原農道橋	8-19	115P
		仏原	高松橋・開田橋・仏原農道橋	8-19	115P
		方ヶ野	高松橋・開田橋・仏原農道橋	8-19	115P
		仏原(丸山)	仏原橋・柳井原大橋	9-20	100P
		安方	仏原橋・柳井原大橋	9-20	100P
12	黒峰川	塩原	仏原橋・柳井原大橋	9-20	100P
		飯谷	飯谷橋・新生橋・茶屋本橋	12-27	130P
		市の原	飯谷橋・新生橋・茶屋本橋	12-27	131P 149P
		上寺(寺川)	上寺橋・日渡橋	7-16	91P
13	千滝川	上寺(上司尾)	ふれあい橋	役場本庁周辺 -36	106P
		下馬尾(浦川)	浦川橋・浜町橋	役場本庁周辺 -36	121P
		浜町(新町)	浜町橋	役場本庁周辺 -36	121P
		浜町(仲町)	浦川橋・浜町橋	役場本庁周辺 -36	121P
		千滝	千滝橋・第二千滝橋	役場本庁周辺 -36	103P 105P 123P
		津留	津留橋	14-30	171P
		谷山	谷山橋	11-24	162P
14	緑川				
15	白小野川	白小野	白小野橋	11-24	155P 162P

15河川指定 57地区指定

※ N03：滑川は、県の河川名を上滑川として、また、N05：五老ヶ滝川を五老滝川として県河川資料において記載してある
この山都町地域防災計画においては、町の判断により滑川及び五老ヶ滝川と記載する。